



# 広島県報

定期  
第10号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

規則	広島県立もみのき森林公園管理規則及び広島県立中央森林公園管理規則の一部を改正する規則 (自然環境保全室)	1
告示	新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更 狂犬病予防技術員の指定 訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の取消し 換地計画に伴う町及び字の区域の変更 道路の区域変更(二件) 二級河川羽原川水系河川整備基本方針の策定	2 2 2 2 2 2 3
公告	大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要(三件) 林業種苗生産事業者の登録の抹消 土地改良区の役員の退任 選挙管理委員会告示	3 4 4 5
告示	公安委員会告示 遊技機の型式の検定の告示 広島海区漁業調整委員会告示 漁業法の規定による公聴会の開催	5 5 7 7

### 取用委員会公告

土地収用の裁決手続の開始の決定

人事異動

人事異動

監査委員公表

一月例月出納検査の結果

7

8

8

### 公布された規則のあらまし

広島県立もみのき森林公園管理規則及び広島県立中央森林公園管理規則の一部を改正する規則(規則第三号)(自然環境保全室)

一 改正の要旨

国民の祝日に関する法律の一部改正に伴い、必要な整備を行った。

二 施行期日

平成十九年二月八日

## 規

## 則

広島県立もみのき森林公園管理規則及び広島県立中央森林公園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年二月八日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第三号

広島県立もみのき森林公園管理規則及び広島県立中央森林公園管理規則の一部を改正する規則

(広島県立もみのき森林公園管理規則の一部改正)

第一条 広島県立もみのき森林公園管理規則(昭和五十九年広島県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表四の項中「四月二十九日」を「五月四日」に改める。  
 (広島県立中央森林公園管理規則の一部改正)  
 第二条 広島県立中央森林公園管理規則(平成五年広島県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「四月二十九日」を「五月四日」に改める。

別表(公園センター等地区)一の項の8中「四月二十九日」を「五月四日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

広島県告示第二百二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定によって、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が尾道市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によって当該土地を同表下欄に掲げる町の区域に編入する旨、尾道市長から届出があった。

平成十九年二月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

位 置	上 欄	面 積	下 欄
	因島重井町四七四の二六、四七四の二七、四七四の三九、四七四の四〇、四七四の四一、四七四の四三及び四七四の四五の地先公有水面		

広島県告示第二百二十三号

狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第六条第二項の規定による狂犬病予防技術員として、次の者を指定した。

平成十九年二月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定番号	氏 名	住 所
第一一五号	植田光義	三原市本郷町南方四九一五番地

広島県告示第二百二十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十七条第一項の規定によって、次のとおり、訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

平成十九年二月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	居宅サービス事業を行う事業所	取消年月日
名称	名称	平成十九年二月一日
名称	所在地	
名称	所在地	
名称	所在地	

広島県告示第二百二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定によって、三次市所在の次の表の上欄に掲げる町及び字の区域を同表下欄に掲げる町の区域に変更する旨、三次市長から届出があった。

なお、この町及び字の区域の変更は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百七十九条の規定によって、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成十九年二月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄	下 欄
町 字	町 字
地 番	地 番
上田町	上田町
羽島山	
一一七八の二、一一七九の三、一一八〇の三	

広島県告示第百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成十九年二月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月八日

広島県知事 藤田雄山

一 道路の種類

県道

二 路線名

本多田佐伯線

三 道路の区域

区 間	新旧の別 (メートル)		延 (メートル)長	備 考
	新	旧		
廿日市市津田字江尻一六七番二地先から 廿日市市津田字下市四二七五番三地先まで	五・五〇〇 〇・三〇〇	三・八〇〇 〇・一〇〇	一三三・七〇	幅 一部 道 廿 日 市 佐 伯 線 と 重 複

広島県告示第百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年二月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月八日

広島県知事 藤田雄山

一 道路の種類

県道

二 路線名

中迫川北線

三 道路の区域

区 間	新旧の別 (メートル)		延 (メートル)長	備 考
	新	旧		
庄原市川北町字下重行三五一六番地先から 庄原市川北町字下重行一四〇八番地先まで 庄原市川北町字下重行三五一六番地先から 庄原市川北町字合ノ峠二五五一番二地先まで	四・九〇〇 〇・一〇〇	一・〇〇〇 〇・五〇〇	九二二・〇〇	ダ ブル ウ ェ イ 解 除 不 用 物 件 延 長 メ ー ト ル 九 五 〇 〇
庄原市川北町字下重行三五一六番地先から 庄原市川北町字矢ノ原一四〇八番六地先まで	一〇・八〇〇 四二・五〇〇	七八〇・〇〇		

広島県告示第百二十八号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条第一項の規定によって、二級河川羽原川水系河川整備基本方針を平成十九年二月一日に定めた。

その関係図書は、広島県土木整備局道路河川管理室及び河川企画整備室並びに広島県福山地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年二月八日

広島県知事 藤田雄山

公 告

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十九年二月八日

広島県知事 藤田雄山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 (仮称) マックスバリュ東広島高屋店A敷地

2 所在地

東広島市高屋町杵原一七七六番外

二 提出された意見の概要

1 夜間に発生する騒音の最大値の事前予測において、地点によっては騒音規制法に基づく規制基準の値を超過する予測結果が示されているが、操業にあたっては騒音規制法を

遵守し、規制基準を満足するよう施設改善も含めた対策を検討し、周辺住民等の生活環境の保全に十分配慮すること。

2 周辺住民又は東広島市が生活環境に関して支障又は支障の恐れがあると思料するときは、速やかに周辺住民又は行政機関と協議解決する体制を整えること。

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号)

2 縦覧期間

平成十九年二月八日から平成十九年三月八日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十九年二月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

(仮称) マックスバリュ東広島高屋店B敷地

2 所在地

東広島市高屋町杵原一八一〇番外

二 提出された意見の概要

1 夜間に発生する騒音の最大値の事前予測において、地点によっては騒音規制法に基づく規制基準の値を超過する予測結果が示されているが、操業にあたっては騒音規制法を遵守し、規制基準を満足するよう施設改善も含めた対策を検討し、周辺住民等の生活環境の保全に十分配慮すること。

2 周辺住民又は東広島市が生活環境に関して支障又は支障の恐れがあると思料するときは、速やかに周辺住民又は行政機関と協議解決する体制を整えること。

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号)

2 縦覧期間

平成十九年二月八日から平成十九年三月八日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十九年二月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

ベスト電器New東広島店

2 所在地

東広島市西条町大字御園宇字勝谷五一六八 一外

二 提出された意見の概要

1 夜間に発生する騒音の最大値の事前予測において、地点によっては騒音規制法に基づく規制基準の値を超過する予測結果が示されているが、操業にあたっては騒音規制法を遵守し、規制基準を満足するよう施設改善も含めた対策を検討し、周辺住民等の生活環境の保全に十分配慮すること。

2 周辺住民又は東広島市が生活環境に関して支障又は支障の恐れがあると思料するときは、速やかに周辺住民又は行政機関と協議解決する体制を整えること。

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号)

2 縦覧期間

平成十九年二月八日から平成十九年三月八日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定によって、次の者を生産事業者登録簿から抹消した。

平成十九年二月八日

広島県知事 藤田雄山

登録番号	生産事業者の氏名又は名称	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
一七八	菅原三夫	広島市安佐北区白木町大字井原四四三二番地の一	採取・精選・幼苗の育成・幼苗以外の苗木養成	菅原三夫	広島市安佐北区白木町大字井原四四三二番地の一
三二二	原照	広島市安佐北区白木町大字志路五八五二番地	幼苗以外の苗木養成	志路事業所	広島市安佐北区白木町大字志路

沼隈郡沼隈町土地改良区から次の役員が退任した旨の届出があった。

平成十九年二月八日

広島県福山地域事務所長 旗手清文

(退任役員)

職名	氏名	住所
理事	神原昭	福山市沼隈町大字常石九七七二一

### 選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、広島市選挙管理委員会から報告があった。

平成十九年二月八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	指定年月日
鈴張集会所	広島市安佐北区安佐町大字鈴張一〇二五番地の一	平成一九年一月二四日

広島県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、東広島市選挙管理委員会から報告があった。

平成十九年二月八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	取消年月日
戸野公民館ホール	東広島市河内町戸野七六〇番地	平成一九年一月二五日
宇山公民館ホール	東広島市河内町宇山二四八一番地	平成一九年一月二五日
総合福祉センター	東広島市西条町土与丸一〇八番地	平成一九年一月二五日
福祉センター(松翠苑)	東広島市八本松南二丁目一番一号	平成一九年一月二五日
高屋福祉センター	東広島市高屋町杆原一三一六番地一	平成一九年一月二五日
下見福祉会館	東広島市西条下見五丁目四番八号	平成一九年一月二五日
河内社会福祉会館	東広島市河内町中河内二二三三番地四	平成一九年一月二五日
河内文化センター	東広島市河内町中河内六五一番地七	平成一九年一月二五日

### 公安委員会告示

広島県公安委員会告示第十三号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第一項の規定により告示する。

平成19年2月8日

広島県公安委員会

委員長 高須 同 登

検 定 番 号	検定の有効期間	遊技機の種類	型 式 名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
6P1398	告示の日 (平成19年 2月8日) から3年間	ぱちんこ遊 技機	CRUN ZEN	株式会社藤商事 松元 邦夫 代表取締役 大阪府中央区 本町一丁目1番4号)	左 同
6P1426	同 上	同 上	CR泉谷 シげる市 物置」S -T	株式会社ニューギン 悠司 代表取締役 新井 悠司 (愛知県名古屋市中村 区烏森町三丁目56番地)	左 同
6P1437	同 上	同 上	CR泉谷 シげる市 物置」S 2-T	同 上	左 同
6S1182	同 上	回胴式遊技 機	デジタル 所さん7	株式会社大一商会 高明 代表取締役 古屋市中村 区鴨付町一丁目22番地)	左 同
6P1327	同 上	ぱちんこ遊 技機	CRアム ジンドー EX 2	サニー株式会社 代表取締役 片本 通 (東京都豊島区東池袋三 丁目1番1号サンプライ ン60)	左 同
6P0914	同 上	同 上	CRアム ジンドー MXA	同 上	左 同
6P1253	同 上	同 上	CRスベ ーヌター X	興村遊機株式会社 昌美 代表取締役 奥村 昭利 (愛知県名古屋市中昭和 区糺舞二丁目2番18号)	左 同
6P1201	同 上	同 上	CRスベ ーヌター Z	同 上	左 同
6P1279	同 上	同 上	CRスベ ーヌター Y	同 上	左 同
6P1213	同 上	同 上	CRAS スーパー スター ST	同 上	左 同

6P1392	同 上	同 上	CR押忍 !!空手部 TRX	株式会社エーエ電研 孝俊 代表取締役 武本 上野三 (東京都台東区東上野三 丁目12番9号)	左 同
6P1417	同 上	同 上	CR押忍 !!空手部 TLZ	同 上	左 同
6P1418	同 上	同 上	CR A押 忍!!空手 部S T 4	同 上	左 同
6P1311	同 上	同 上	CR満願 チユーリ ツツZ15	大和工業株式会社 代表取締役 重光 進 (名古屋市中村区曙町三 丁目4番地の5)	左 同
6P1362	同 上	同 上	CRチヨ ーリツツ 物語5	同 上	左 同
6P1420	同 上	同 上	CRD海 チユー3	同 上	左 同
6P1378	同 上	同 上	CRD海 チユー	同 上	左 同
6P1461	同 上	同 上	CR Aち んじやら 10Z	株式会社ソフイア 定男 代表取締役 井置 定男 (群馬県桐生市境野町七 丁目201番地)	左 同
6P1449	同 上	同 上	CR猿の 惑星XT	同 上	左 同
6P1446	同 上	同 上	CR猿の 惑星GL	同 上	左 同

広島海区漁業調整委員会告示

広島海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第四項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

この公聴会で意見を述べようとする者は、住所、氏名、従事する漁業又は職業及び意見の要旨を、平成十九年三月九日までに書面で当委員会へ提出されたい。

なお、公聴に付する事項については、次によって縦覧に供する。

平成十九年二月八日

広島海区漁業調整委員会

会長 山本 正直

一 開催日及び場所

開催日時	平成十九年三月二〇日(火)午後二時
開催場所	広島市中区基町一〇五二 広島海区漁業調整委員会委員室

二 公聴に付する事項

漁業法第十一条の規定に基づき、平成十九年六月二十八日に免許を予定している漁業の免許の内容等の事前決定案

1 免許の内容たるべき事項  
縦覧に供するとおり

2 漁業権の存続期間  
免許の日から平成二十年八月三十一日まで

3 免許予定日  
平成十九年六月二十八日

4 申請期間  
告示の日から二箇月以内

5 関係地区  
縦覧に供するとおり

三 縦覧期間

平成十九年二月八日から平成十九年二月二十一日まで

四 縦覧場所

縦覧場所

広島市中区基町一〇五二 広島海区漁業調整委員会事務局内	(〇八二)二二二 三七九四	備考
東広島市西条昭和町一三 東広島地域事務所農林局農村振興課内	(〇八二)四三一 六九九一 内線二五三三	
福山市三吉町一丁目一 福山地域事務所農林局水産課内	(〇八二)九二二 一三三二 内線二五四二	

収用委員会公告

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十九年二月八日

広島県収用委員会

一 起業者

広島県

二 事業の種類

備後圏都市計画道路事業三・四・五〇五号城町中之町線

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積等

所在地番	地目		面積	裁決手続を開始する土地の面積	裁決手続を開始する土地の区域
	公簿	現況			
三原市中区中之町五丁目二〇七三番	宅地	雑種地	一八九・三二	四〇・九一	別添図面で図示する(図面省略)。
三原市中区中之町五丁目二〇七三番	宅地	雑種地	一八九・三二	四〇・九一	
三原市中区中之町五丁目二〇七三番	宅地	雑種地	一八一・九九	三五・〇七	

四 土地所有者の氏名及び住所

1 三原市中区中之町五丁目二〇七三番一の土地について

郷田義臣 三原市中区中之町三丁目三番二号

2 三原市中区中之町五丁目二〇七三番二の土地について

郷田祥二 大阪府松原市南新町六丁目一番一号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

六 土地収用裁決の手續開始を決定した日  
平成十九年一月二十三日

人事異動

発令年月日

一九・二・一

新

福祉保健部付 (局長)

(広島県後期高齢者医療広域連合派遣)

福祉保健部付 (室長)

(広島県後期高齢者医療広域連合派遣)

旧

福祉保健部付 (局長)

福祉保健部付 (室長)

金 氏  
本 和  
己 名

松 野  
禎 水

監査委員公表

平成十九年一月二十五日に実施した例月出納検査の結果を次のとおり公表する。  
平成十九年二月八日

同	同	同	広島県監査委員
近	高	田	坪
光	橋	辺	川
	義	直	禮
章	則	史	巳



## 1月例月出納検査の結果

平成19年1月25日執行

## 1 歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金

平成18年12月31日現在における平成18年度一般会計・各特別会計、歳入歳出外現金及び基金の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

## (1) 一般会計及び特別会計

(単位：円)

区 分	予 算 額	本 月 分		累 計		収 入 済 額 と 支 出 済 額 と の 差 ( 累 計 )
		収 入 済 額	支 出 済 額	収 入 済 額	支 出 済 額	
一 般 会 計	1,014,311,000,650	78,921,134,994	93,205,903,490	635,451,209,256	563,733,630,526	71,717,578,730
特 別 会 計	258,736,784,000	2,333,035,569	21,309,772,678	120,132,962,326	93,833,399,756	26,299,562,570
合 計	1,273,047,784,650	81,254,170,563	114,515,676,168	755,584,171,582	657,567,030,282	98,017,141,300

## (2) 歳入歳出外現金

(単位：円)

前 月 末 保 管 額	本 月 受 額	本 月 払 額	本 月 末 保 管 額
3,833,188,409	3,034,685,039	1,953,961,386	4,913,912,062

## (3) 基金

(単位：円)

前 月 末 現 在 額	本 月 受 額	本 月 払 額	本 月 末 現 在 額
158,035,237,968	20,000,000	20,000,000	158,035,237,968

注 「本月末現在額」には、2公営企業会計中の病院事業会計に繰り替えて運用している現金(600,000,000円)を含む。

## 2 公営企業会計

平成18年12月31日現在における平成18年度の病院事業会計、工業用水道事業会計、土地造成事業会計及び水道用水供給事業会計の資金収支の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

(単位：円)

区 分	前 月 からの 繰 越 額 (A)	本 月 分		累 計		翌 月 へ の 繰 越 額 (A + B - C)
		収 入 額 (B)	支 出 額 (C)	収 入 額	支 出 額	
病 院 事 業 会 計	565,430,565	2,381,620,116	2,537,997,934	23,259,162,960	22,991,422,313	409,052,747
工 業 用 水 道 事 業 会 計	3,466,631,734	173,487,725	248,908,642	2,023,039,838	2,047,441,782	3,391,210,817
土 地 造 成 事 業 会 計	12,690,383,963	297,801,366	46,992,617	14,456,676,488	5,969,486,073	12,941,192,712
水 道 用 水 供 給 事 業 会 計	6,910,574,213	892,053,930	505,615,545	12,662,299,175	12,667,108,419	7,297,012,598
公 営 企 業 部 計	23,067,589,910	1,363,343,021	801,516,804	29,142,015,501	20,684,036,274	23,629,416,127
合 計	23,633,020,475	3,744,963,137	3,339,514,738	52,401,178,461	43,675,458,587	24,038,468,874